

## 広島県教育委員会規則第三号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

### 教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を次のように改める。

- 十 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第三条第二項及び第三項の規定による公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準の決定

附 則

この教育委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。